

観 音 原 自 治 会 規 約

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この会は観音原自治会と称する(以下「会」という)。

(事務所)

第 2 条 この会の事務所は会長宅に置く。

(区域) ③

第 3 条 この会の区域は次のとおり定める。

広島市東区福田三丁目 2 番街区から 5 番街区、8 番街区及び 10 番街区から 35 番街区の区域とする。各番街区は番地のみにして号は外す。③

第 2 章 目的及び活動

(目的)

第 4 条 この会は地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等を行い、住みよい地域づくりを推進することを目的とする。

(活動)

第 5 条 この会は前条の目的を達成するために次の活動をおこなう。

- (1) 伝統的な行事を伝承し、住民相互の親睦を図る行事の開催及び葬儀等の際の互助活動に関すること。
- (2) 交通安全、防犯、防災、非常時の連絡・協力など安全な地域づくりのための活動に関すること。
- (3) ごみ処理、排水など衛生的な地域づくりのための活動に関すること。
- (4) 所有する資産の維持管理、運営に関すること。
- (5) その他住みよい地域づくりに関すること。

第 3 章 会 員

(会員の資格)

第 6 条 この会の会員の資格は、次のとおり定める。

- (1) 正会員 第 3 条に定める区域に住所を有する個人で、この会の目的に賛同するもの。
- (2) 賛助会員 第 3 条に定める区域に住所を有する法人で、この会の目的に賛同するもの。

(入会)

第 7 条 入会しようとする者は、会長に届け出なければならない。

- 2 会は、正当な理由がない限り、第 3 条に定める区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

(脱 会)

第 8 条 会員の脱会は、次の場合とする。

- (1) 本人の申し出があったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 住所を区域外に移したとき。

第4章 役員

(役員) ②

第9条 この会には、次の担当を置く。④

(1) 会長	1 名	(8) 体育部長	1 名
(2) 副会長	2 名	(9) 体育担当	1 名 ④
(3) 書記	1 名	(10) 子供育成担当	2 名 ②
(4) 会計	1 名	(11) 自主防災部長	1 名
(5) 総務	1 名 ②	(12) 区長	2 名 ④
(6) 監事	1 名	(13) 副区長	6 名 ④
(7) 神社世話役	1 名	(14) 班長	17 名 ④
		(15) 集会所担当	1 名 ④

(選任) ②

第10条 会長、副会長、書記、会計、総務、監事、神社世話役、体育部長、体育担当、子供育成担当、自主防災部長、集会所担当は、総会でこれを選任する。区長・副区長・班長各単位会員の中から選出する。④

(職務) ②

第11条 会長は、この会の業務を総括し、この会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序で、職務を代行する。
- 3 書記は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行う。
- 4 会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 5 総務は、自治会事務の総括を行い、官公庁その他の事務的対応を行う。②
- 6 監事は、別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) この会の財産の状況を監査すること。
 - (2) その他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要あるときは、総会の招集を請求し又は招集すること。
- 7 神社世話役は、神社にかかわる世話、連絡などを行う。
- 8 体育部長は、体育にかかわる世話、連絡などを行う。
- 9 体育担当は、部長を補佐し、部長に事故があったとき、職務を代行する。④
- 10 子供会育成担当は、子供育成に関する企画立案並びに行事その他の執行を行う。②
- 11 自主防災部長は、自主防災活動にかかわる世話、連絡などを行う。
- 12 区長は、区をまとめ、代表して会務に協力する。
- 13 副区長は、区長を補佐し、区長に事故があったとき、職務を代行する。
- 14 班長は、班をまとめ、代表して会務に協力する。
- 15 集会所担当は、集会所に関わる全般の管理と、会計を行う。④

(任期) ②

第12条 この会の役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

但し、会長の任期は2年とする。②

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者残存期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

第5章 組織

(区及び班)

第13条 会の運営を円滑に行うため、自治会内の1区・2区・3区制から、東地区・西地区の2区制にする。④

2 区及び班は、会員の中から区長・副区長及び班長を選出する。④

(連合組織)

第14条 会は、広域な問題に対処するため、町内会・自治会の連合組織に参加する。

第6章 会 議

(会議の構成) ③

第15条 総会は、正会員をもって構成する。

2 役員会は、監事を含めた役員をもって構成する。③

(招 集)

第16条 定時総会は、毎年1回開催し、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、正会員の5分の1以上の請求があったとき又は役員会において総会開催の議決があったときはその請求があった日から10日以内に会長が招集する。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、10日前までに文書をもって通知しなければならない。

4 役員会は、必要に応じ、会長が招集する。

(議決事項) ②

第17条 総会は、次の事項を議決する。

(1)活動計画、活動方針の承認

(2)予算、決算の承認

(3)資産管理報告の承認

(4)会費改定の承認

(5)規約の改正

(6)役員の選出(会長ならびに副会長の選出は、別に定める「会長選考委員会」規程に準じる。)②

(7)その他会の重要事項に関すること

2 役員会は、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(投票権)

第18条 正会員は、総会において、各々一票の投票権を有する。

(定足数) ②

第19条 総会は、投票権を有する者の2分の1以上の出席をもって成立する。役員会は、構成員の2分に1以上出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状又は表決書面の提出により出席者の数に加えるものとする。②

(議 長)

第20条 総会の議長は、正会員の中から選出し、役員会は、会長が議長となる。

(議 決) ②

第21条 総会、役員会における議決は、出席者の過半数以上の賛成による。②

賛否同数の場合は、議長がこれを決する。ただし、利害関係を有する正会員及び構成員は、その議事について表決権を有しない。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び開催場所

- (2)総会員数及び出席会員数(委任状・表決書面者を含む)
 - (3)議事録署名人指名(選出)に関する事項
 - (4)開催目的、審議事項及び議決事項
 - (5)議事の審議経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、議長及びその会議において指名(選出)された議事録署名人が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産)

第23条 会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)会費
- (2)寄付金
- (3)協賛金
- (4)財産目録記載の財産
- (5)その他

(会費)

第24条 会の会費は、一世帯月額500円とする。会費は、各班において徴収し、班長がまとめて区長を経由し毎月29日までに会計に納入するものとする。

- 2 会員に特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。

(資産の管理)

第25条 この会の資産は、会長が管理し、その管理方法は役員会の議決による。

(経費の支弁)

第26条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

- 2 納入された会費は、理由のいかんにかかわらず払い戻さない。

(会計及び資産帳簿の整備)

第27条 会の収入及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

会員が、帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

(予算及び決算)

第28条 この会の収支予算は、会計年度内におけるすべての収入及び支出の予定を計上し、総会の議決により定める。

- 2 収支決算は、毎会計年度終了後3月以内にその年度の末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第29条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 雑則

(規約の変更)

第30条 この規約は、総会において総正会員の4分の3以上の議決を得、かつ広島市長の許可を受けなければ変更することができない。

(書類及び帳簿の備付等)

第31条 この会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1)規約
- (2)会員の名簿
- (3)役員の名簿
- (4)財産目録
- (5)収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6)役員会及び総会の議事に関する書類

(7) その他必要な書類及び帳簿

(細 則)

第 32 条 この規約施行についての細則は、役員会の議決を経て別に定める。

2 この規約は、平成 8 年 6 月 23 日から施行する。

3 規約改訂の履歴欄を設定する。③

観音原自治会の規約改訂の履歴			
No	制定・改訂の年月日	改訂記号	主な改定内容・項目
1	平成 8 年 6 月 23 日		観音原自治会規約の制定
2	平成 23 年 3 月 27 日	① で表示	役員の任期の改訂
3	平成 25 年 3 月 24 日	② で表示	・ 役員の総務と子供育成担当を追加 ・ 議決事項の修正・定足数&議決の修正
4	平成 28 年 3 月 27 日	③ で表示	・ 区域の号を廃止・監査も役員会に参加 ・ 規約改訂の履歴欄の設定
5	令和 2 年 12 月 6 日	④ で表示	・ 区分けは 1 区・2 区・3 区の 3 区制を東地区・西地区の 2 区制とする。 ・ 区長、副区長、体育委員を選出するのではなく、各区より役員を 4 名選出し、互選により区長 1 名、副区長 3 名を決めた後に業務分担する。 神社世話役は、東地区・西地区の交替制とする。
6			
7			
8			
9			
10			

観 音 原 自 治 会 規 定

第 1 項：役員選任規定 ⑧ ⑩ ⑬

- 1 会長は、別に定める「会長選考委員会」規約により選考し、副会長は原則として区長の互選によって選出する。⑩
尚、副会長も「会長選考委員会」規約により区長とは別に選考することが出来る。⑩
- 2 書記、会計、総務、監事、体育部長、体育担当は、原則、副区長の中より選出する。 ⑧ ⑬
- 3 神社世話役は、東地区・西地区の持ち回りで、各単位会員の投票又はその他の方法によって選出する。 ⑬
- 4 子供育成担当、区長、副区長は、役員の中より互選する。⑬
- 5 自主防災部長は、会長が就任する。
- 6 役員（区長及び副区長）は、各単位会員の投票又はその他の方法によって選出する。 ⑬
- 7 班長は、各単位ごとに適宜の方法により選出する。
- 8 投票行為を行なう場合は各世帯単位に 1 票とする。
- 9 この規定は、平成 8 年 6 月 23 日から施行する。
- 10 この規定は、平成 27 年 3 月 29 日から施行する。⑧
- 11 この規定は、平成 29 年 3 月 26 日から施行する。⑩
- 12 この規定は、令和 2 年 12 月 6 日から施行する。⑬

第 2 項：手当及び旅費規定 ⑤⑦⑩⑬

- 1 役員に対し、年間手当として以下を支給する。⑤⑦⑩⑬
会長、副会長、区長、副区長、体育委員、神社世話役の役員が班長、集会所管理者を兼ねる場合は、合算して支給する。
会長：24,000 円、副会長：15,000 円、区長：15,000 円、副区長：10,000 円、
体育委員：10,000 円、神社世話役：10,000 円、班長：2,000 円、
集会所管理者：18,000 円(1,500 円×12 ヶ月)
- 2 会員が会の作業に従事したときは、1 時間あたり 200 円を支給する。
- 3 会の用務で会議、交渉、陳情などに出席したときは、交通費実費と 1 時間あたり 100 円を支給する。
- 4 この規定は、平成 8 年 6 月 23 日から施行する。
- 5 この規定は、平成 23 年 3 月 27 日から施行する。⑤
- 6 この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。⑦
- 7 この規定は、平成 29 年 3 月 26 日から施行する。⑩
- 8 この規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。⑬

第 3 項：定期清掃規定 ④⑩⑪

- 1 会員は、環境美化と近隣コミュニティの円滑化を目的として、毎月第 2 日曜日の午前 8 時から自宅周辺の清掃『定期清掃』を行う。雨天の場合は次の日曜日に順延する。⑪
- 2 上記の定期清掃日に、雨水枡の清掃と定期清掃のゴミ収集など、団地内の環境美化、会員間の交流を目的として、月番による月番清掃を行う。月番清掃は年 1 回程度、役員会の計画に基づいて行う。⑪
- 3 前項の清掃に参加しなかった会員からは班長が 400 円を徴収し、会に納入する。
- 4 月番は、満 80 歳以上で、本人から申し出があった場合は月番清掃を免除する。⑨⑪
80 歳未満であっても、入院や自宅療養中などの相当な理由がある場合で、班長に申し出があったときは、班長と区長が協議して免除の可否を決定する。⑪
- 5 この規定は、平成 8 年 6 月 23 日から施行する。
- 6 この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。④
- 7 この規定は、平成 28 年 3 月 27 日から施行する。⑨
- 8 この規定は、平成 31 年 3 月 25 日から施行する。⑪

第4項：慶弔規定 ⑩

- 1 正会員に弔事が生じた場合は、その班長は、区長、会長及び他の班長に通知し、それぞれの班長はその班の会員に通知する。
- 2 弔事が生じた世帯の属する班内の会員は、葬儀の執行に協力する。
- 3 正会員の弔事に対して、この会より10,000円の弔慰金をおくる。
- 4 会員への香典返しは、しないものとする。
- 5 この規定は、平成8年6月23日から施行する。

第5項：集会所のエアコン使用料について ⑥⑩

- 1 集会所のエアコン使用料は、1時間当たり 100円とする。
- 2 この改正規定は、平成25年3月24日から施行する。⑥

第6項：集会所のカラオケ使用について ⑩⑫⑭

- 1 集会所に設置してあるカラオケ機器は、カラオケ愛好会が責任をもって管理することとし、利用については1回1,500円をカラオケ愛好会に支払うこととする。⑫⑭
- 2 利用者は、使用方法の習得や維持管理に協力する。⑫
- 3 自治会の班ごとの懇親会での使用は、年1回についてカラオケ使用料を自治会が負担する。⑫
- 4 カラオケ利用時のカラオケ配信元への使用料はカラオケ愛好会より支払する。⑫
- 5 この規定は、平成29年3月26日から施行する。
- 6 この規定は、平成31年3月25日から施行する。⑫

第7項：観音原自治会の規定改訂の履歴について ⑨⑩

観音原自治会の規定改訂の履歴			
No	制定・改訂の年月日	改訂記号	主な改訂内容・項目
1	平成8年6月23日		観音原自治会規定の制定
2	平成19年4月1日	⑤ で表示	定期清掃規定の改訂
3	平成23年3月27日	⑥ で表示	手当て及び旅費規程の改訂
4	平成25年3月24日	⑦ で表示	集会所のエアコン使用料について追加
5	平成26年4月1日	⑧ で表示	手当て及び旅費規程の改訂
6	平成27年3月29日	⑨ で表示	役員選任規定の改訂
7	平成28年3月27日	⑩ で表示	・定期清掃規定の改訂（80歳以上、1回/年） ・規定改訂の履歴を設定
8	平成29年3月26日	⑪ で表示	役員選任規定の副会長を追加改訂、手当及び旅費規程の副会長を追加規定、集会所のカラオケ使用について を追加する。 各項目に第1項～第7項を追加する。
9	平成31年3月25日	⑪ で表示	定期清掃、月番清掃に関する追記
10	平成31年3月25日	⑫ で表示	カラオケ使用に関する改訂
11	令和2年12月6日	⑬ で表示	役員選任規定に関する改訂
12	令和5年3月25日	⑭ で表示	カラオケ使用料に関する改訂
13	令和5年10月1日	⑮ で表示	班長と集会所管理者の年間手当てを明記し、重複する場合の支給の扱いを追記する。